

掛川市条例第 3 1 号

掛川市定年退職者等の再任用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 7 年 7 月 6 日

掛川市長

(別紙)

掛川市定年退職者等の再任用に関する条例の一部を改正する条例

掛川市定年退職者等の再任用に関する条例（平成17年掛川市条例第19号）の一部を次のように改正する。
次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
附 則 （消防吏員への適用期日） 2 <u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号</u> の特定警察職員等である消防吏員（附則第4項において「消防吏員」という。）については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。	附 則 （消防吏員への適用期日） 2 <u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号</u> の特定警察職員等である消防吏員（附則第4項において「消防吏員」という。）については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。